

広島市報

定期第1017号
平成27年3月2日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

- 広島市子ども・子育て支援法施行細則（第1号）……………3
- 広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第2号）……………3

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……………3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………3
- 開発行為に関する工事の完了……………4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定……………4
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託……………4
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……………4
- 自転車等の所有権の取得……………5
- 出納員の事務の一部委任 4件……………6
- 公印の印影印刷……………7
- 地域包括支援センターの所在地の変更の届出……………7
- 路上駐車場の休止……………7
- 公共下水道の供用開始……………7
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始……………8
- 農業集落排水処理施設の供用開始……………8
- 公印の印影印刷 2件……………8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……………9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する

- 機関の指定……………9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更……………9
- 開発行為に関する工事の完了 2件……………9
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止……………9
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………10
- 自転車等の所有権の取得……………10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……………10
- 公印の印影印刷……………10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定……………10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止……………11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止……………11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定辞退……………11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する

機関の指定.....11	更(西区).....17
○計量法による指定定期検査機関の指定.....12	○放置自転車等の撤去(西区).....17
○放置自転車等の撤去(中区).....12	○長期間駐車されていた自転車の移動(西区).....17
○長期間駐車されていた自転車の移動(中区).....12	○放置自転車等の撤去(西区).....17
○放置自転車等の撤去(中区).....12	○長期間駐車されていた自転車の移動(西区).....18
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....12	○放置自転車等の撤去(西区) 2件.....18
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....12	○長期間駐車されていた自転車の移動(西区).....18
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....12	○放置自転車等の撤去(西区).....18
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定(中区).....13	○長期間駐車されていた自転車の移動(西区).....18
○放置自転車等の撤去(中区).....13	○都市公園法に基づく都市公園の告示(安佐南区).....18
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....13	○路線の起点の表示の変更(安佐南区).....18
○放置自転車等の撤去(中区).....13	○道路の供用開始(安佐南区).....18
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....13	○長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐南区).....19
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....13	○建築基準法による道路の位置の指定(安佐南区) 2件.....19
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....13	○建築基準法による道路の位置の廃止(安佐南区).....19
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....13	○柳瀬町内会の告示事項の変更(安佐北区).....19
○長期間駐車されていた自転車の移動(中区).....13	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安佐北区).....19
○放置自転車等の撤去(中区) 3件.....13	○市街化区域内の水路の廃止(安佐北区).....20
○長期間駐車されていた自転車の移動(中区).....14	○上町屋光洋区自治会の告示事項の変更(安佐北区).....20
○放置自転車等の撤去(中区).....14	○放置自転車等の撤去(安佐北区).....20
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中区).....14	○長期間駐車されていた自転車等の移動(安佐北区).....20
○放置自転車等の撤去(東区) 5件.....14	○放置自転車の撤去(安芸区).....20
○道路の区域変更(東区).....15	○長期間駐車されていた車両の移動(安芸区).....20
○道路の供用開始(東区).....15	○放置自転車の撤去(安芸区).....20
○放置自転車等の撤去(東区).....15	○長期間駐車されていた車両の移動(安芸区).....20
○放置自転車等の撤去(南区).....15	○住居表示実施区域内の街区の区域変更(安芸区).....20
○道路の区域変更(南区).....15	○放置自転車の撤去(安芸区).....21
○道路の供用開始(南区).....15	○長期間駐車されていた車両の移動(安芸区).....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....16	○放置自転車等の撤去(佐伯区).....21
○放置自転車等の撤去(南区).....16	○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....21
○道路の区域変更(南区).....16	○放置自転車等の撤去(佐伯区).....21
○道路の供用開始(南区).....16	○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....21
○建築基準法による道路の位置の指定(南区).....16	○道路の区域変更(佐伯区).....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....16	○道路の供用開始(佐伯区).....21
○放置自転車等の撤去(南区) 2件.....16	○放置自転車等の撤去(佐伯区) 3件.....22
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南区).....17	○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....22
○放置自転車等の撤去(南区) 2件.....17	○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件.....22
○住居表示実施区域内の街区の区域変更(南区).....17	
○放置自転車等の撤去(南区) 2件.....17	
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更	

- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....22
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....22
- 区 告 示**
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（安佐南区）.....23
- 公 告**
- 徴税吏員証・固定資産評価補助員証の紛失.....23
- 第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更の認可.....23
- 選 管 告 示**
- 平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における選挙管理委員会が候補者に交付するものの公印の印影印刷.....23
- 平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における政治活動のために使用する自動車に取り付ける表示板の公印の印影印刷.....23
- 平成27年4月12日執行予定の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における選挙管理委員会が当選人に付与する当選証書の公印の印影印刷.....23
- 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧.....24
- 教 委 規 則**
- 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....24
- 教 委 告 示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催.....25
- 監 査 公 表**
- 包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表.....25
- 広島市職員に関する措置請求の監査結果の公表.....28

正 誤

規 則

広島市規則第1号
平成27年1月28日

広島市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市子ども・子育て支援法施行細則

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号に規定する本市が定める時間は、30時間とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第2号
平成27年1月28日

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年広島市条例第64号）中別表第1の(2)の表の改正規定の施行期日は、平成27年3月14日とする。

告 示

広島市告示第1号
平成27年1月5日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年1月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社はーとふるケアサービス	はーとふる居宅介護支援事業所広島	広島市南区上東雲町27番6号EAST10101号室	居宅介護支援

広島市告示第2号
平成27年1月5日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年1月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社ユカワ	ヘルパーステーション心愛	広島市中区田中町5番23号第3田中町山本ビル603号	訪問介護及び介護予防訪問介護

株式会社ニーズ	訪問看護ステーションニーズ	広島市中区東白鳥町1番29-301号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社メディカルサポート	デイサービスセンターもみじ山田新町	広島市西区山田新町一丁目23番22号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ルレーヴ	デイサービス虹いろ	広島市中区吉島新町一丁目4番1号	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示第3号

平成27年1月5日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市中区江波南一丁目1469番1の一部
- 2 開発面積
1,638.05㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区国泰寺町二丁目4番7号
株式会社トータテ都市開発
代表取締役 川西 祐二
- 4 検査済証交付年月日
平成27年1月5日

広島市告示第4号

平成27年1月5日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實

記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
堂面医院	0113256	広島市南区皆実町三丁目4番34号	平成27年1月1日～平成32年12月31日
森田神経科・内科・心療内科医院	0124469	広島市中区大手町二丁目1-4 広島本通マークビル5階	平成26年11月27日～平成32年10月31日
コスモス薬局吉島店	0147837	広島市中区吉島新町一丁目4番1号	平成26年12月15日～平成32年11月30日

広島市告示第5号

平成27年1月5日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年1月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
社会福祉法人あと会	定期巡回・随時対応型訪問介護看護やの・くにくさ	広島市安芸区矢野東二丁目4番8号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
社会福祉法人あと会	夜間対応型訪問介護やの・くにくさ	広島市安芸区矢野東二丁目4番8号	夜間対応型訪問介護

広島市告示第6号

平成27年1月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
有限会社エイチ・シー・ハーモニー	広島市中区江波二本松一丁目12番22号	取締役 濱本 聖也

- 2 委託した期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

広島市告示第7号

平成27年1月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 万惣五日市利松店
 - (2) 所在地 広島市佐伯区利松一丁目891番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社万惣
代表取締役 山本 誠
広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位置	収容台数
1 A	建物北側隔地	152台
1 B	建物東側	20台
1 C	建物西側隔地	12台
1 D	建物北東側隔地	5台
	合計	189台

※駐車場No.1 Aの収容台数170台のうち、152台を来客用の届出台数とする。

※駐車場No.1 Cの収容台数27台のうち、12台を来客用の届出台数とする。

※駐車場No.1 Dの収容台数9台のうち、5台を来客用の届出台数とする。

(変更後)

No.	位置	収容台数
1 A	建物北側隔地	88台
1 B	建物東側	20台
1 C	建物西側隔地	12台
	合計	120台

※駐車場No.1 Aの収容台数155台のうち、88台を来客用の届出台数とする。

※駐車場No.1 Cの収容台数27台のうち、12台を来客用の届出台数とする。

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位置	収容台数
2 A	建物北側	56台
2 B	建物東側	50台
	合計	106台

(変更後)

No.	位置	収容台数
2 A	建物北側	33台
	合計	33台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

No.	出入口の数	位置
1 A	2か所	駐車場南側
		駐車場南東側
1 B	2か所	駐車場東側
		駐車場北側
1 C	2か所	駐車場東側
		駐車場南西側

1 D	1か所	駐車場北側
合計	7か所	

(変更後)

No.	出入口の数	位置
1 A	2か所	駐車場南側
		駐車場南東側
1 B	2か所	駐車場東側
		駐車場北側
1 C	2か所	駐車場東側
		駐車場南西側
合計	6か所	

4 変更年月日

平成27年8月1日

5 届出年月日

平成27年1月6日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年1月9日から平成27年5月11日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域のご生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年5月11日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示8号

平成27年1月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第9号

平成27年1月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任したので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

広島市健康福祉局保健部動物管理センター
狂犬病予防指導員 佐藤 裕介

2 委任した事務

広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成26年12月11日

広島市告示第10号

平成27年1月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成27年2月27日

4 委任期間

平成27年2月27日から同年3月28日まで

（別紙）

Table with 4 columns: 設置場所, 取扱場所, 氏名, 委任期間. Row 1: 競輪事務局, サテライト市原, 湯沢 秀臣, H27. 2. 27 ~ H27. 3. 28

広島市告示第11号

平成27年1月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成27年2月27日

4 委任期間

平成27年2月27日から同年4月10日まで

（別紙）

Table with 4 columns: 設置場所, 取扱場所, 氏名, 委任期間. Lists 26 rows of data including names like 山下 浩二, 若松 秀敏, etc.

H27. 2. 27 ~ H27. 4. 10

広島市告示第12号

平成27年1月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
 - (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する取納金の取納
 - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日
平成27年3月29日
- 4 委任期間
平成27年3月29日から同年4月10日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	齊藤 憲悟	H27. 3. 29 ~ H27. 4. 10
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣	
競輪事務局	名古屋競輪場	藤田 吉克	
競輪事務局	サテライト大阪	根末 慶悟	

広島市告示第13号

平成27年1月14日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したもの）を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影に使用する公印の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定証（子ども・子育て支援法） ・延期通知書（子ども・子育て支援法） ・支給認定取消通知書（子ども・子育て支援法） ・不認定結果通知書（子ども・子育て支援法） 	福祉事務所長印

広島市告示第14号

平成27年1月16日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第8項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更の届出があった地域包括支援センターの設置者の名称
社会福祉法人和楽会
- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センターの所在地	広島市安佐南区沼田町大字伴3510番地6	広島市安佐南区伴中央二丁目5番6号

※住居表示の実施に伴うもの

- 3 変更の期日
平成27年2月2日

広島市告示第15号

平成27年1月19日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営福島町駐車場	10台	平成27年1月22日（木） 午前8時から午後5時まで

- 2 休止する理由
駐車場前面道路の反対側の隣接地における病院新築工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第16号

平成27年1月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成27年1月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	

汚水及び雨水を排除	佐伯区	千同一丁目の一部	分流式
汚水を排除	東区	牛田新町四丁目の一部	
	南区	堀越三丁目の一部	
	安佐南区	川内五丁目、古市三丁目、東原三丁目、伴東八丁目及び沼田町大字伴の各一部	
安佐北区	可部町大字綾ヶ谷、可部町大字勝木、三入七丁目、可部東二丁目、可部東五丁目及び可部南五丁目の各一部		



広島市告示第17号

平成27年1月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 下水の処理を開始する年月日
平成27年1月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	牛田新町四丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	川内五丁目、古市三丁目、東原三丁目、伴東八丁目及び沼田町大字伴の各一部	
安佐北区	可部町大字綾ヶ谷、可部町大字勝木、三入七丁目、可部東二丁目、可部東五丁目及び可部南五丁目の各一部	
佐伯区	千同一丁目の一部	
南区	堀越三丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター



広島市告示第18号

平成27年1月20日

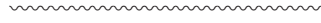
農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 供用を開始する年月日
平成27年1月20日
- 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字秋山の一部	井原高南農業集落排水処理施設



広島市告示第20号

平成27年1月23日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
○ 下水道事業受益者負担金の納入通知書（当初分）	印影印刷専用市長印
○ 下水道事業受益者負担金の納入通知書（窓口分・再発行分）	
○ 下水道事業分担金の納入通知書（当初分）	
○ 下水道事業分担金の納入通知書（窓口分・再発行分）	
○ 下水道事業受益者負担金の督促状	
○ 下水道事業受益者負担金の口座振替不能納付書	
○ 下水道事業分担金の督促状	
○ 下水道事業分担金の口座振替不能納付書	



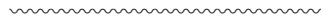
広島市告示第21号

平成27年1月23日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（過年度用）	印影印刷専用市長印



広島市告示第22号

平成27年1月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
森田神経科・内科・心療内科医院	広島市中区大手町二丁目1-4 広島本通マークビル5階	平成26年11月26日
上川歯科医院	広島市中区西白鳥町2-58	平成26年12月1日
豊岡ヘルシー歯科クリニック	広島市南区翠五丁目2-26	平成26年12月31日
島末歯科医院	広島市西区己斐上四丁目3-8 己斐ストアビル	平成26年12月15日

広島市告示第23号

平成27年1月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
よしじまクリニック	広島市中区吉島新町一丁目4-1	平成26年12月1日 平成32年11月30日
森田神経科・内科・心療内科医院	広島市中区大手町二丁目1-4 広島本通マークビル5F	平成26年11月27日 平成32年11月26日
上川歯科医院	広島市中区西白鳥町20-15 2F	平成26年12月1日 平成32年11月30日
豊岡ヘルシー歯科クリニック	広島市南区翠五丁目2-26	平成27年1月1日 平成32年12月31日

広島市告示第24号

平成27年1月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
豊田歯科医院	(旧) 広島市西区井口明神1706-1	平成26年12月24日
	(新) 広島市西区井口明神二丁目1-8	

訪問看護ステーション ころーれ草津	(旧) 広島市西区草津梅が台10-1	平成26年12月1日
	(新) 広島市西区草津梅が台11-6	

広島市告示第25号

平成27年1月23日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区三滝本町一丁目の73番11, 73番52, 73番254及び73番255
- 開発面積
1,796.32㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区中広町一丁目19番2号
有限会社一会
代表取締役 小林 實
- 検査済証交付年月日
平成27年1月23日

広島市告示第26号

平成27年1月26日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区三入二丁目の682番1の一部, 683番1及び687番の一部
- 開発面積
2,561.50㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区西十日市町1番27号
三成物産株式会社
代表取締役 香本 和延
- 検査済証交付年月日
平成27年1月26日

広島市告示第27号

平成27年1月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
メディカルフィットネスジャパン株式会社	楽リハケアプラン広島己斐	広島市西区己斐上四丁目4番12号	平成27年1月31日	居宅介護支援

~~~~~

**広島市告示第28号**  
平成27年1月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者                 | 事業所                  |                            | 廃止年月日      | サービスの種類        |
|---------------------|----------------------|----------------------------|------------|----------------|
|                     | 名称                   | 所在地                        |            |                |
| メディカルフィットネスジャパン株式会社 | 楽リハヘルパーステーション広島己斐    | 広島市西区己斐上四丁目4番12号           | 平成27年1月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 日本基準寝具株式会社          | エコール在宅介護ステーション佐伯     | 広島市佐伯区八幡二丁目19-13高木ビル1F     | 平成27年1月31日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| メディカルフィットネスジャパン株式会社 | 楽リハデイサービスセンター土橋      | 広島市中区土橋町6-14エスペランスモネ1階     | 平成27年1月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護 |
| メディカルフィットネスジャパン株式会社 | 楽リハデイサービスセンター広島己斐    | 広島市西区己斐上四丁目4番12号           | 平成27年1月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護 |
| メディカルフィットネスジャパン株式会社 | 楽リハデイサービスセンター西原      | 広島市安佐南区西原六丁目27番8号アヴェニール五軒屋 | 平成27年1月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護 |
| 株式会社あすか             | デイサービスセンターあやめ十日市     | 広島市中区十日市町一丁目5番18号          | 平成27年1月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護 |
| 株式会社ハートアンサンブル       | デイサービス梅の里            | 広島市安佐南区八木三丁目18番7号          | 平成27年1月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護 |
| サンステップ有限公司          | デイサービスセンターげんきグリーンハイツ | 広島市安佐南区安東7丁目9番31号          | 平成27年1月31日 | 通所介護及び介護予防通所介護 |

~~~~~

広島市告示第30号
平成27年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管してい

る自転車等について、所有権を取得したので告示します。
なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示第31号**  
平成27年1月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施術者               | 施術所       |                          | 業務の種類  | 指定年月日     |
|-------------------|-----------|--------------------------|--------|-----------|
|                   | 名称        | 所在地<br>(出張專業の場合は施術者の住所)  |        |           |
| 合澤嘉輝, 細野尚子, 佐々木春華 | キューブ鍼灸整骨院 | 広島市西区東観音町21-9 サンシティ観音101 | はり・きゅう | 平成26年7月1日 |

~~~~~

広島市告示第32号
平成27年1月29日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
広島市放課後児童クラブ利用承諾通知書 広島市放課後児童クラブ利用不承諾通知書 広島市放課後児童クラブ利用承諾保留通知書	市長印

~~~~~

**広島市告示第33号**  
平成27年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称                      | 所在地                       | 指定年月日      |
|-------------------------|---------------------------|------------|
| 株式会社広島福祉サービス 広島南訪問介護事業部 | 広島市南区東雲一丁目6-18 ユーバハイツ206号 | 平成26年8月1日  |
| アイ薬局                    | 広島市南区仁保新町一丁目9-14          | 平成26年9月1日  |
| 訪問介護サービスふうりん            | 広島市南区仁保新町一丁目6-24          | 平成26年10月1日 |
| かしま歯科                   | 広島市安佐南区大町西一丁目4-38         | 平成20年4月1日  |
| 安芸ふれあい薬局                | 広島市安芸区中野東五丁目1-7 1階        | 平成25年11月1日 |

広島市告示第34号

平成27年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 廃止年月日      | 事業所の名称                  | 所在地                   | 事業者（法人）の名称   |
|------------|-------------------------|-----------------------|--------------|
| 平成26年7月31日 | 株式会社広島福祉サービス 広島南訪問介護事業部 | 広島市南区東雲一丁目7-22        | 株式会社広島福祉サービス |
| 平成26年9月30日 | 訪問介護サービスふうりん            | 広島市南区東雲本町二丁目10-18-104 | 株式会社風厘       |

広島市告示第35号

平成27年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所               |              | 業務の種類     | 廃止年月日       |
|------|-------------------|--------------|-----------|-------------|
|      | 名称                | 所在地          |           |             |
| 本木芳浩 | マッサージ・はり・灸 ティファニー | 広島市中区上八丁堀7-9 | あん摩・マッサージ | 平成26年10月31日 |

|      |                   |              |        |             |
|------|-------------------|--------------|--------|-------------|
| 本木芳浩 | マッサージ・はり・灸 ティファニー | 広島市中区上八丁堀7-9 | はり・きゅう | 平成26年10月31日 |
|------|-------------------|--------------|--------|-------------|

広島市告示第36号

平成27年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所     |                         | 業務の種類 | 辞退年月日     |
|------|---------|-------------------------|-------|-----------|
|      | 名称      | 所在地                     |       |           |
| 濱下将大 | こうなん整骨院 | 広島市中区光南一丁目16-21コーポ光南101 | 柔道整復  | 平成27年2月1日 |

広島市告示第37号

平成27年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所     |                         | 業務の種類  | 指定年月日      |
|------|---------|-------------------------|--------|------------|
|      | 名称      | 所在地<br>(出張専門の場合は施術者の住所) |        |            |
| 横路富貴 | ういる整骨院  | 広島市東区光が丘11-12-102       | 柔道整復   | 平成26年12月5日 |
| 藤本晃  | たちばな鍼灸院 | 広島市中区千田町一丁目14-4         | はり・きゅう | 平成27年1月15日 |

広島市告示第38号

平成27年1月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第

55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称          | 所在地                    | 指定年月日     |
|-------------|------------------------|-----------|
| ハーティ薬局 広大前店 | 広島市南区出汐一丁目2-4 RCボックス1F | 平成25年9月1日 |

~~~~~

広島市告示第40号
平成27年1月30日

計量法（平成4年法律第51号）第20号第1項の規定により、指定期検査機関として次のとおり指定したので、同法第159条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号
広島市指令経計特第1号
- 2 指定年月日
平成27年2月1日
- 3 氏名又は名称
一般社団法人広島県計量協会
- 4 所在地
広島市南区丹那町4番12号

~~~~~

**広島市告示（中区）第1号**  
平成27年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（中区）第2号
平成27年1月6日

広島バスセンター西自転車等駐車場A内に、長期間駐車されていた下記自転車については、1月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

**広島市告示（中区）第3号**  
平成27年1月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（中区）第4号
平成27年1月8日

相生自転車等駐車場、袋町小学校地下自転車等駐車場及び大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

**広島市告示（中区）第5号**  
平成27年1月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（中区）第6号
平成27年1月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（中区）第7号**  
平成27年1月15日

西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第8号

平成27年1月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定に基づき、下記のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を認定し、同条第8項に基づき告示します。

この関係図書は、中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の名称 県営吉島住宅(仮称)4期
- 2 対象区域の位置 広島市中区吉島新町二丁目832,833
- 3 認定番号 第H26認定通知広島市建10005号
- 4 認定年月日 平成27年1月16日
- 5 対象区域及びその区域内の建築物等の概要 別紙認定計画書による。

別紙 略

広島市告示(中区)第9号

平成27年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第10号

平成27年1月16日

富士見町第一自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第11号

平成27年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第12号

平成27年1月19日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第13号

平成27年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第14号

平成27年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第15号

平成27年1月20日

広島バスセンター西自転車等駐車場A及び大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第16号

平成27年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第17号
平成27年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第18号**  
平成27年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第19号
平成27年1月26日

相生自転車等駐車場及び大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第20号**  
平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第21号
平成27年1月30日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第1号**  
平成27年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第2号
平成27年1月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第3号**  
平成27年1月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第4号
平成27年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第5号**  
平成27年1月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保

管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第6号

平成27年1月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法  
律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月27日から平成27年2月  
12日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                              | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|---------|-----------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 市道    | 東5区6号線  | 東区二葉の里三丁目1番1地先から東区二葉の里三丁目4番11地先まで | 旧   | メートル<br>9.00<br>～<br>9.00   | メートル<br>12.00 |
|       |         |                                   | 新   | メートル<br>16.50<br>～<br>16.50 | メートル<br>12.00 |
|       | 東5区40号線 | 東区二葉の里三丁目1番1地先から東区二葉の里三丁目1番1地先まで  | 旧   | メートル<br>7.00<br>～<br>7.00   | メートル<br>12.00 |
|       |         |                                   | 新   | メートル<br>9.50<br>～<br>9.50   | メートル<br>12.00 |

広島市告示(東区)第7号

平成27年1月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法  
律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月27日から平成27年2月  
12日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                            | 供用開始の期日    |
|-------|---------|-----------------------------------|------------|
| 市道    | 東5区6号線  | 東区二葉の里三丁目1番1地先から東区二葉の里三丁目4番11地先まで | 平成27年1月27日 |
|       | 東5区40号線 | 東区二葉の里三丁目1番1地先から東区二葉の里三丁目1番1地先まで  | 平成27年1月27日 |
|       | 東5区53号線 | 東区二葉の里三丁目8番4地先から東区二葉の里三丁目8番4地先まで  | 平成27年1月27日 |

|          |                                  |            |
|----------|----------------------------------|------------|
| 東5区191号線 | 東区二葉の里三丁目2番2地先から東区二葉の里三丁目2番2地先まで | 平成27年1月27日 |
|----------|----------------------------------|------------|

広島市告示(東区)第8号

平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保  
管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(南区)第1号

平成27年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市  
条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第2号

平成27年1月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法  
律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月6日から同月20日まで南区  
役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                               | 旧新別 | 敷地の幅員               | 敷地の延長  |
|-------|---------|------------------------------------|-----|---------------------|--------|
| 市道    | 南2区58号線 | 南区堀越三丁目1629番3地先から南区堀越三丁目1629番3地先まで | 旧   | 2.50m<br>～<br>2.80m | 24.30m |
|       |         |                                    | 新   | 4.50m<br>～<br>4.50m | 24.30m |

広島市告示(南区)第3号

平成27年1月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法  
律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月6日から同月20日まで南区  
役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----|--------|---------|
|-------|-----|--------|---------|

|    |                 |                                                |               |
|----|-----------------|------------------------------------------------|---------------|
| 市道 | 南2区<br>58号<br>線 | 南区堀越三丁目1629番3<br>地先から<br>南区堀越三丁目1629番3<br>地先まで | 平成27年1月<br>6日 |
|----|-----------------|------------------------------------------------|---------------|

広島市告示(南区)第4号

平成27年1月13日

広島駅南口第一駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第5号

平成27年1月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第6号

平成27年1月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月14日から同月28日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                 | 旧新別 | 敷地の幅員               | 敷地の延長 |
|-------|----------|--------------------------------------|-----|---------------------|-------|
| 市道    | 南4区110号線 | 南区仁保三丁目591番1地先から<br>南区仁保三丁目715番1地先まで | 旧   | 6.24m<br>～<br>6.24m | 0.85m |
|       |          | 南区仁保三丁目715番1地先まで                     | 新   | 6.24m<br>～<br>6.75m | 1.78m |

広島市告示(南区)第7号

平成27年1月14日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月14日から同月28日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名              | 供用開始区間                               | 供用開始の期日        |
|-------|------------------|--------------------------------------|----------------|
| 市道    | 南4区<br>110号<br>線 | 南区仁保三丁目591番1地先から<br>南区仁保三丁目715番1地先まで | 平成27年1月<br>14日 |

広島市告示(南区)第8号

平成27年1月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成27年1月15日
- 3 道路の位置 広島市南区向洋大原町の3508番4の一部及び市道南2区106号線の一部
- 4 幅員 4.00～4.10メートル
- 5 延長 32.23メートル

広島市告示(南区)第9号

平成27年1月20日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第10号

平成27年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第11号

平成27年1月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(南区)第12号

平成27年1月26日

広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第13号

平成27年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第14号

平成27年1月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第15号

平成27年1月26日

下記のとおり、住居表示実施区域内における街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

1 設定・変更を行う区域

南区東青崎町及び堀越一丁目の街区の一部

2 設定・変更の内容

別図のとおり。

3 変更年月日

平成27年2月10日

別図 略

広島市告示(南区)第16号

平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第17号

平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第1号

平成27年1月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年1月5日から同年1月19日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                    |
|----|--------------|-------------------------------|
| 新  | 里道 西4区257号里道 | 草津東二丁目213番地先から草津東二丁目212番2地先まで |
| 旧  | 里道 西4区257号里道 | 草津東二丁目214番地先から草津東二丁目212番地先まで  |

広島市告示(西区)第2号

平成27年1月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第3号

平成27年1月7日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、12月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第4号

平成27年1月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第5号

平成27年1月13日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、1月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第6号

平成27年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第7号

平成27年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第8号

平成27年1月20日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、1月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第9号

平成27年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第10号

平成27年1月30日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、1月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第1号

平成27年1月15日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり告示します。

その関係図書は、広島市安佐南区農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

| 名称      | 所在地                       | 供用開始の<br>期日    | 区域          |
|---------|---------------------------|----------------|-------------|
| 春日野第四公園 | 安佐南区山本新町<br>五丁目525番1<br>5 | 平成27年<br>1月15日 | 別図のと<br>おり。 |

別図 略

広島市告示(安佐南区)第2号

平成27年1月19日

平成元年12月21日付け広島市告示第457号で市道の路線の認定を告示した次の路線について、その起点の表示を変更し、次のとおりとします。

広島市長 松井一實

|     | 道路の<br>種類 | 路線名            | 起 点                       |
|-----|-----------|----------------|---------------------------|
|     |           |                | 終 点                       |
| 変更前 | 市道        | 安佐南2区860<br>号線 | 広島市安佐南区長楽寺二丁目甲<br>155番地地先 |
|     |           |                | 広島市安佐南区長楽寺二丁目<br>63番地2地先  |
| 変更後 | 市道        | 安佐南2区860<br>号線 | 広島市安佐南区長楽寺二丁目<br>155番地1地先 |
|     |           |                | 広島市安佐南区長楽寺二丁目<br>63番地2地先  |

広島市告示(安佐南区)第3号

平成27年1月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年1月19日から同年2月2日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用区間                                               | 供用開始の期日    |
|-------|------------|----------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南2区860号線 | 広島市安佐南区長楽寺二丁目155番地1地先から<br>広島市安佐南区長楽寺二丁目155番地5地先まで | 平成27年1月19日 |

広島市告示（安佐南区）第4号

平成27年1月22日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年1月8日及び同月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第5号

平成27年1月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第25号
- 2 指定年月日 平成27年1月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区祇園八丁目の783番1、783番2の一部及び783番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員4.30～6.00m  
延長50.08m

広島市告示（安佐南区）第6号

平成27年1月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第26号

- 2 指定年月日 平成27年1月27日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区山本八丁目の943番1、943番3、945番1、948番2の各一部
- 4 幅員及び延長 幅員4.21m  
延長33.03m

広島市告示（安佐南区）第7号

平成27年1月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第27号
- 2 廃止年月日 平成27年1月28日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区中筋三丁目289の一部
- 4 幅員及び延長 幅員4.20m  
延長18.85m

広島市告示（安佐北区）第1号

平成27年1月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年1月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した柳瀬町内会（代表者 新宅 政好）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                             | 新                             |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区白木町大字三田4625番地          | 広島市安佐北区白木町大字三田4867番地          |
| 代表者の氏名住所 | 松崎 幸夫<br>広島市安佐北区白木町大字三田4625番地 | 新宅 政好<br>広島市安佐北区白木町大字三田4867番地 |

広島市告示（安佐北区）第2号

平成27年1月13日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年1月13日から同月27日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等 | 所在（起点及び終点） |
|----|-----|------|------------|
|----|-----|------|------------|

|    |   |                 |                                |
|----|---|-----------------|--------------------------------|
| 里道 | 旧 | 安佐北2区83<br>2号里道 | 安佐北区上深川町789番4地先<br>から786番1地先まで |
|    | 新 | 安佐北2区83<br>2号里道 | 安佐北区上深川町786番2地先<br>から786番1地先まで |

広島市告示(安佐北区)第3号

平成27年1月13日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成27年1月13日から同月27日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 水路名                        | 所在(起点及び終点)                       |
|----|----------------------------|----------------------------------|
| 水路 | K3-F2-N森<br>之木-7-85号<br>水路 | 安佐北区上深川町789番4地先<br>から同所788番2地先まで |

広島市告示(安佐北区)第4号

平成27年1月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋光洋区自治会(代表者 石川 清二)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

|          | 旧                            | 新                            |
|----------|------------------------------|------------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入五丁目7番29-2号          | 広島市安佐北区三入五丁目7番29-1号          |
| 代表者の氏名住所 | 進藤 雅弘<br>広島市安佐北区三入五丁目7番29-2号 | 石川 清二<br>広島市安佐北区三入五丁目7番29-1号 |

広島市告示(安佐北区)第5号

平成27年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第6号

平成27年1月23日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、玖村駅駐輪場及び狩留家駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年1月22日に広島市西部自転

車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第1号

平成27年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第2号

平成27年1月6日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、12月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第3号

平成27年1月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第4号

平成27年1月16日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第5号

平成27年1月19日